

民事訴訟制度の見直しについて

諮問第百三十一号

近年における民事訴訟の複雑困難化や証拠等の収集の実情等に鑑み、民事訴訟における審理をより一層適正かつ迅速なものとするという観点から、民事訴訟手続に係る証拠等の収集制度を拡充することを中心として、民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

民事訴訟制度（証拠収集等関係）の見直しについて

令和8年9月
法務省民事局

背景

民事司法制度改革の一環として、

当事者の訴訟追行に必要な情報や証拠を収集するための制度の強化に関する指摘

H30 骨太の方針2018

“司法制度改革推進法の理念に則り、民事司法制度改革を政府を挙げて推進”

R2.3 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議

“事案解明機能を向上させて国際競争力を強化する観点も踏まえて引き続き検討する必要がある”

R4.3 民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会

“検討課題（情報・証拠収集制度の充実）について、…見直しの要否も含めて取り上げて検討することが考えられる項目を集約…その詳細な制度設計等には法制上の観点等をも含めた更なる検討を要する”

証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会

R4.9以降
29回の会議を開催

座長：畑 瑞穂教授(東京大学) 委員：研究者、実務家 関係省庁等：最高裁、法務省
情報・証拠収集手続の拡充等に関する論点整理

→ 令和8年2月 報告書取りまとめ

法制審議会における調査審議へ

諮問事項

近年における民事訴訟の複雑困難化や証拠等の収集の実情等に鑑み、民事訴訟における審理をより一層適正かつ迅速なものとするという観点から、民事訴訟手続に係る証拠等の収集制度を拡充することを中心として、民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

主な検討事項

○ 証拠等の収集制度の拡充等

- ・ 訴えの提起前における証拠等の収集手続
訴えの提起前における証拠等の収集制度の利用促進策
- ・ 訴状の送達前における被告に関する情報の収集手続
裁判所が被告の所在等に関する情報の調査をする制度等の創設
- ・ 訴え提起後における当事者間での情報の収集手続
訴えの提起後に、当事者間で、主張又は立証を準備するために必要な情報を収集するための制度の実効性の強化等
- ・ 文書提出命令
文書提出命令に関する規律の合理化（判断の予測可能性をより高める方策）
- ・ 専門的知見の収集手続
裁判所が広く一般から専門的知見などを収集することができる制度の創設
- ・ 秘密の保護
民事訴訟手続における当事者等の秘密の保護を可能にする方策

○ その他

- ・ 審理の充実や手続の合理化の観点からの必要な措置